

令和 6 年度第 1 回みどり審議会（2024 年 12 月 2 日（月）開催）

意見と対応

(1) 前回会議の振り返り（第 1 章から第 4 章まで）

■市民共創について

意見	対応
<ul style="list-style-type: none"> ・質の向上は市民の満足度が重要であり市民がどういう形で関与していくのが重要である。市民が関与する方が満足度は高まる。街路樹の倒木などもどのように市民が関与していくのか。つくることだけでなく管理していくことが重要である。分譲地の高齢化についても大きな問題である。（大畑委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 4 章基本方針 4」において地域や市民との共創については記載しているとともに、具体的な内容についてはアクションプログラムにおいて事業を整理していきます。 ・「第 4 章基本方針 3（1）③計画的な身近な再整備」において記載している都市公園等の機能再編や、「第 4 章基本方針 4（2）⑤パークマネジメントプランの作成」等を通し、愛護会団体等の意見収集を実施し、緑地行政の運営に反映していく予定です。

■脱炭素社会に関する記載について

意見	対応
<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素先行地域の「清水駅東口エリア」、「日の出エリア」、「恩田原・片山エリア」についてみどりの基本計画に具体的な記載はあるか。（竹内委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・本編 P 88～P 89 には清水港エリアの事業について具体的施策として記載しており、関連する分野と連携して再生エネルギーの利活用等に取り組んでいきます。

■景観について

意見	対応
<ul style="list-style-type: none"> ・景観についてみどりの視点からの取組の明文化も必要ではないか。（大石委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・本編 P 92「に「静岡市景観アドバイザー制度」について、本編 P 93～P 96 には、みどり条例に基づく緑化基準や風致地区、保存樹木・樹林など、景観を維持するための各種制度の紹介を記載しています。

■街路樹について

意見	対応
<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹については道路部局が中心となってやっていくが、良い樹木を育てるために何が必要なのか、記載の追加が必要ではないか。良い街路樹とはどういうことなのか。（五十嵐委 	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹の具体的管理方針については、本編 P 77 に記載のとおり、静岡市道路附属物維持管理計画（街路樹編）に基づいて行うこととします。街路樹の安全性を確保するための管理について

意見	対応
<p>員長)</p> <p>・街路樹の良好な維持について、年間管理で受託しているが、管理していると枝が折れそうな木など把握できると思うが、予算的に街路樹を年間管理する箇所数を減らしていかなければいけないという話が道路部局からあった。それは倒木等につながる可能性がある。この辺りについて、道路部局との調整が必要ではないか。以前、街路樹の管理回数を減らしたことがあるが、市民等から多くの苦情があったこともある。今ある公園への機械化については費用も含めて検討が必要ではないか。(森委員)</p>	<p>は、建設局との連絡調整を行います。</p>

■都市農地について

意見	対応
<p>・農業問題について、後継者不足への対応が記載されているが、みどりサイドからの視点が必要ではないか。(五十嵐委員長)</p> <p>・農業の担い手ではなく、都市農地の保全の担い手であればみどりの基本計画として適切な記載ではないか。(川口委員)</p>	<p>・本編 P111「(3) 都市農地を活かしたまちづくりの推進」第3段落2行目の表記について、「農業の担い手」から「農地保全の担い手」に修正しました。</p>

■目標値について

意見	対応
<p>・目標値の値についてどのように把握していくのか。目標値について5年より短い範囲ですべきではないか。既存アンケートの活用等で把握できないか検討した方が良い。(川口委員)</p>	<p>・計画を運用する際に、本市総務局が毎年実施する市民アンケート等の活用を検討させていただきます。</p>

■第1章について

意見	対応
<p>・「1-3 本計画が対象とする「みどり」について」について、修正前の方が市民には分かりやすいのではないか。(五十嵐会長)</p>	<p>・本計画では「施設緑地」及び「地域制緑地」、「その他緑地」として現況等も整理しているため、現状のままとさせていただきます。</p>

■第2章について

意見	対応
<p>・「2-2（1）③都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積」について、「今後の財源の平準化が想定される中では、目標値の設定について見直す必要があるとともに」と「また、既存のみどりの価値向上や柔軟な利活用を推進する内容へと、計画の方向性についてパラダイムシフトを図ることから、都市公園の整備面積に関する目標値は定めないこととします」は不要ではないか。また、次の文章の民間活力導入の手法の活用に加えて「静岡市社会共有資産利活用基本方針に基づいて、公園のない地域の解消・施設の長寿命化を図るとともに、時代に合わせたリニューアルによる施設の魅力化、増進によるストック資産の活用、また既に着手している公園整備の推進」を民間活力導入の手前にあると良い。（五十嵐委員長）</p>	<p>・本編 P26 「③都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積」の文章について、ご指摘の通り修正をさせていただきました。</p>

■第4章について

意見	対応
<p>・「基本方針1（1）①市街地の背景となる山々や山地・丘陵地の景観・眺望地の保全」の2つ目のポツについて、計画対象区域外なので具体的に記載をしすぎているのではないか。</p>	<p>・本編 P73 「①市街地内の背景となる山々や山地・丘陵地の景観・眺望地の保全」において、2つ目のポツについて削除しました。</p>
<p>・防災減災について脅威は増加している。調整池を伴う開発について、どんどんコンクリートの構造物がまちなかに増えており、つまらない場所になってしまうのかと疑問に思う。大谷川についても洪水や内水氾濫が心配になってきている。みどりの活用として、どのように提案をなされているのか。（大畑委員）</p> <p>・流域治水の視点について、みどり分野からやるべきことを咀嚼して書かないとみどり分野からできることがないのではないか。（五十嵐委員長）</p> <p>・流域治水については、部局横断的に計画を推進することを前提としてグリーンインフラの</p>	<p>・「基本方針1（3）①流域治水の推進」について、グリーンインフラを交えて流域治水の必要性について記載したうえで、河川部局による取組も含めて整理しました。</p>

意見	対応
<p>説明等も交えてみどり分野から見た流域治水の必要性を記載するのが良いのではないかと。記載内容自体に問題ないので、書き方の順番等について修正が必要ではないかと。(川口委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりで守るべきところ、河川で守るべきところを明確に整理したうえで、上手くつなげていく必要があるのではないかと。(守屋委員) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・みどりを扱う分野が自動化する可能性が高い。機械化できる部分の棲み分けが提案の中に示されているか。自治体等との細かい単位での省力化という視点も必要ではないかと。機器の貸し出し等の視点もあるのではないかと。(竹内委員) ・機械化はある程度まで、それより細かくは人の手になる。その人手に課題がある。(青木委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本編 P80 「④効率的・効果的な維持管理の実施」の文章において、「自動草刈り機の導入等機械化により業務の効率化、利用者の利便性向上を図ります。」を追記しました。

■第5章について

意見	対応
<ul style="list-style-type: none"> ・リード文の3つの戦略と7つの取組について具体的に分かるようにした方が良い。(五十嵐委員長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント意見より、本編P108に国交省資料を抜粋して提示しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・GXについて行政が先行することは難しい。公民共創の視点での追記が必要ではないかと。(川口委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本編 P115 「5-4 みどりの空間における DX の推進」において公民共創に関連する記載の充実を図りました。

以上